
水戸市新清掃工場整備・運営事業
実施方針に関する質問への回答

平成27年4月24日
水戸市

1 実施方針に対する質問

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	1	第1章	1	(6)	事業の内容	30年間の使用を前提とありますが、提案で30年間の何らかの提案やコスト提示をする必要があるのでしょうか。また、その内容が、実際と異なった場合、事業者は何らかの負担をする必要があるのでしょうか。	入札公告時に入札説明書等にてお示しします。
2	2	第1章	1	(6)	オ (b) 運営業務	新清掃工場の運営業務として運転管理業務・・・情報管理業務とありますが情報管理業務として具体的にどのような内容を想定されているか御教示願います。	情報管理業務としては、各種報告の提出並びに提出物及びデータの管理等を想定しておりますが、詳細は、入札公告時に入札説明書等にてお示しします。
3	2	第2章	1	(6)	オ (b) 運営業務 ②	「運営事業者は…本市の規定に即した処理手数料の收受を代行する。」とありますが、ここでいう処理手数料の收受の代行とは、受入計量窓口における処理手数料徴収業務と考えてよろしいでしょうか。 (仮に後納制度がある場合、後納制度利用者の認定は貴市が行うものであることより、当該利用者の債権保全・債権回収に係る責任は、運営事業者では負いかねます。従いまして、後納分の請求及び收受につきましては、貴市の業務範囲として頂きますようお願いいたします。)	処理手数料徴収業務を想定しておりますが、具体的には、入札公告時に入札説明書等にてお示しします。
4	2	第1章	1	(6)	オ (b) 運営業務 ③	余剰電力に係る収入は貴市の収入とのことですが、販売先との販売契約および契約内容の協議は貴市にて実施されると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。運営事業者は、本市が要請した場合に必要な協力を行っていただく程度を想定しています。
5	3	第1章	1	(6)	オ (b) 運営業務 ⑧	周辺住民からの意見や苦情について、貴市と連携して適切な対応を行うとありますが、周辺住民との窓口は貴市であり、事業者は貴市のサポートと理解して宜しいでしょうか。	新清掃工場において、事業者が窓口対応をする場合も状況により想定されますが、基本的にはお見込みのとおりです。
6	3	第1章	1	(6)	オ (b) 運営業務 ⑨	見学希望者等について、貴市と連携して適切な対応を行うとありますが、想定されている事業者の対応をご教示頂きますようお願い致します。	受付から説明等までの全般が事業者の範囲であると考えておりますが、詳細は、入札公告時に入札説明書等にてお示しします。
7	3	第1章	1	(6)	カ 本市が行う業務範囲 (a) 用地の準備	粗造成後の事業者への用地引渡し時期をご教示頂きますようお願い致します。	現時点では、特定事業契約締結後、12か月後を計画しています。
8	3	第1章	1	(6) カ (a)	本市が行う業務範囲	「本市は、本件事業を実施するための用地を確保するとともに・・・引き渡すものとする。」とありますが、対象事業実施区域内で用地が不足する場合でも区域以外に用地を確保して頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	建設工事において、現場事務所、資材置き場、駐車場等の用地が不足する場合には、本市と事業者の協議により、可能な範囲で必要な用地を無償にて貸与することを考えておりますが、詳細は、入札公告時に入札説明書等にてお示しします。
9	3	第2章	1	(6)	オ (b) 運営業務 ④ ⑦	主灰又はスラグ・メタルについて、運営事業者の責めに帰さない事由（例えば、放射能等により資源化業者又は最終処分場の受入基準を満たさない場合）により、主灰又はスラグ・メタルの有効利用ができず、やむを得ず最終処分する場合のコストは、貴市にて負担して頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	発生した事象により判断することとなりますが、基本的にはお見込みのとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
10	3	第2章	1	(6)	カ (g) 施設見学者への対応	「新清掃工場の見学希望者等について、運営事業者と連携して適切な対応を行う。」とありますが、見学者対応のうち、受付・日程調整等の住民窓口対応業務は、貴市にて対応頂けると理解してよろしいでしょうか。なお、受付・日程調整等について、運営事業者としても可能な限り貴市と連携して協力させて頂く所存です。	No. 6の回答を参照ください。
11	3	第1章	1	(6)	カ (i) 本件事業に必要な手続き	「本市は、本件事業を実施する上で必要な、循環型社会形成推進交付金の申請、施設設置届の届出、各種許認可手続等の各種手続きを行う。」とありますが、貴市が行う申請に掛る費用は、貴市にて負担して頂けるものと解釈してよろしいでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等において、特段の記載がない場合を除き、お見込みのとおりです。
12	3	第1章	1	(6)	事業者が行う業務範囲	最終処分物を最終処分場に運搬する。とありますが、最終処分場とは隣に新設する処分場でしょうか。他の処分場へ運搬する場合は、業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。	新清掃工場より発生した最終処分物は、隣接地に計画する最終処分場にて最終処分を行う予定です。他の処分場へ運搬しなければならないような状況が生じた場合には、発生した事象により判断することになります。
13	4	第1章	1	(6)	事業者の収入	主灰資源化物の売却代金は主灰資源化業者の収入とありますが、市から支払われる業務委託費用の単価はいくらを予定しているのでしょうか。	業務委託費用の単価は、提案によります。
14	4	第1章	1	(6)	キ (a)本市が支払う対価 ②	物価変動に基づき年1回見直しの確認が行われますが、物価変動の指標は事業者提案と理解して宜しいでしょうか。	事業者が提案することも可能ですが、詳細は、入札公告時に入札説明書等にてお示しします。
15	6	第2章	2	(2)	ウ 入札公告及び入札説明書等の公表	要求水準書等は入札公告に合わせて発表されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	7	第2章	3	(3) イ	入札参加者の構成等	「本市と建設工事請負契約を締結する者（共同企業体を組成する場合は、当該共同企業体を組成する全ての者）は、構成員とならなければならない」とありますが、新清掃工場の建築物の設計・建設を行う者が必ずしも請負契約を締結する必要はなく、協力企業として参加することができるかと理解してよろしいでしょうか。	共同企業体を組成しない場合（代表企業が契約者となる場合）や共同企業体を組成する場合であっても当該共同企業体に参画しない場合には、協力企業として参加することは可能です。
17	8	第2章	3	(2) ア、イ	入札参加者の構成企業の要件	建築一式工事に関わる監理技術者の専任配置が新清掃工場の建築物の設計・建設を行う者の要件に、また清掃施設工事又は機械器具設置工事に関わる監理技術者の専任配置が新清掃工場のプラント設備の設計・建設を行う者の要件となっておりますが、例えば、要件をすべて満たす1者で業務に当たる場合に、一人の監理技術者が建築一式工事、清掃施設工事を所有している場合には、建築物とプラント設備の監理技術者を兼任することは可能と理解してよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
18	8	第2章	3	(2)	ア (d)	建築物の設計・建設を行う者の要件として「建築物に係る設計・建設工事の受注実績を有すること」とありますが、共同企業体を組成する場合は、代表企業が当該資格を満足していればよろしいでしょうか。	代表企業が、建築物の設計・建設を行う者の要件を満たし、兼務する場合には、お見込みのとおりです。
19	8	第2章	3	(2) イ(a)	入札参加者の構成企業の要件	入札参加者の構成企業にて、過去に分社化や新会社設立・会社組織の変更等があった場合、本項目に該当する実績とは、建設業許可関連における事業承継により有することとなった実績を示すものとし、経営事項審査申請書類（工事経歴書）及び経営事項審査結果等により当該承継の事実が確認できるものに限るという理解でよろしいでしょうか。	経営事項審査申請書類（工事経歴書）及び経営事項審査結果をはじめ実績の承継を合理的又は客観的に確認することができる資料により、当該承継の事実が確認できれば結構です。
20	8	第2章	3	(2)	イ 新清掃工場のプラント設備の設計・建設を行う者の要件	(a) (b) では各々で「監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。」と記載ありますが、1者で(a) (b) の設計・建設を実施する場合は、清掃施設工事に関わる監理技術者資格者証を有する者を1名専任配置すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	9	第2章	3	(2)	ウ 新清掃工場の運営を行う者の要件	「地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、・・・1年間以上の運転管理実績を元請として有し」とありますが、一般廃棄物処理施設のDBO事業におけるSPCからの受託実績も含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	13	第4章	1	(3)	ケ その他	埋蔵文化財「散野遺跡」に対して、調査等は貴市で実施済みであり、工程等には影響無いと考えてよろしいでしょうか。それとも事業者側でも改めて調査等が必要となるのでしょうか。	用地の引渡時点において、本市にて調査済みとお考えください。
23	13	第4章	2	(3)	余熱利用	隣接する施設(余熱利用施設、最終処分場等)に余熱を供給するのであれば、電力供給計画量(熱、電力)をご提示ください。	必要に応じて、入札公告時に入札説明書等にてお示しします。
24	13	第4章	1	(3)	都市計画事項	都市計画区域として、「ごみ処理場」として都市計画決定がなされているとありますが、建築基準法第51条の都市計画も決定していると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	22	別紙3	—	—	第三者賠償・住民対応	第三者賠償リスクの「新清掃工場の調査・工事・運営による騒音・振動・地盤沈下」、住民対応リスクの「事業者が行う調査・設計・工事・維持管理・運営に関わる住民反対運動、訴訟」に起因するリスクが、事業者の負担となっていますが、要求水準書を満たす限りにおいて事業者は免責されると理解してよろしいでしょうか。	事業者の責に帰すべ事由による場合でなければ、お見込みのとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
26	23	別紙3	—	—	物価変動/注1	注1に「一定程度（現段階では1.5%を想定）までの変動は事業者の負担であり、それ以上は本市が負担する。」とあります。 建設段階においては、全体スライドにおける残工事費の1.5%を受注者が負担することを示しており、単品スライド、インフレスライドが適用される場合は、それぞれ、対象工事費の1.0%、残工事費の1.0%となるものと理解してよろしいでしょうか。 運営段階における事業者の負担とは、物価変動率が1.5%を超過せず委託料を改定しない場合における、1.5%に満たない部分の負担を示すものでしょうか。物価変動率が1.5%を超過し委託料を改定する場合（例えば1.8%の場合）、1.8%分すべてが貴市の負担であることを確認させてください。	基本的にはお見込みのとおりですが、詳細は、入札公告時に入札説明書等にてお示しします。
27	23	別紙3	—	—	物価変動/注1	物価変動について、市場の実勢価格で清算をすとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に入札説明書等にてお示しします。
28	22	別紙3	—	—	技術革新による陳腐化	「提案システムが供用開始までに技術的に陳腐化した場合」は事業者の負担となっておりますが、PCや電話機等の汎用品に限ることで宜しいでしょうか。	汎用品に限りませんが、これらの最終的な判断は、本市と事業者の協議により決定することを想定しています。
29	22	別紙3	—	—	技術革新による陳腐化	提案システムの陳腐化を改善する費用を事業者にも負担することが明記されていますが、技術進歩によりいかなるものでも陳腐化は避けられません。事業者に負担を求めるのはどのような理由からでしょうか。また、事業者としてコストを算出する必要があります。積算できる明確な条件の提示をお願いいたします。	入札公告時に入札説明書等にてお示しします。
30	23	別紙3	—	—	不可効力/注3	注3の表現が「当該年度における業務委託料等の1/100を想定」と、運営段階を想定したものとなっておりますが、建設段階では、請負代金額の1/100と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	22	別紙3	—	—	用地取得	提示しているのですが、まだ用地の取得は完了していないと推測いたします。用地取得日の予定日はいつでしょうか。基本契約の時点で用地が取得できなかった場合には、入札に要した一切の費用を市が事業者に保障するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者への敷地の引渡時期については、No.7の回答を参照してください。当該敷地の引渡ができない場合には、本市の債務不履行を構成するものと考えますが、その場合の措置については、入札公告時に入札説明書等にてお示しします。
32	22	別紙3	—	—	建設段階 要求水準書の未達	提案書及び設計図書が要求水準書を満たして当選が確定します。その後、市が基本設計を承認。建築確認図書を承認。施工計画書の承認を得てから施工を開始。施工中の各検査。出来高検査後に中間払い。等の手順で工事が進みます。建設段階での施工不良は理解できますが、建設段階での要求水準の未達は有り得ないと考えております。具体的な内容の提示をお願いいたします。	要求水準書において示す必要な性能を満たしていない場合には、要求水準の未達となります。なお、性能発注においては、設計図書等に係る本市の承諾行為等を持って、事業者は、瑕疵や性能保証に係る責任を逃れられるものではないことをご理解ください。
33	22・23	—	—	—	建設費超過・運営費上昇	建設費超過の「上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く。）の工事費の増大」のリスク分担につきまして、「貴市の指示」以外に、貴市に帰責事由がある場合（要求水準書の誤り等）の工事費の増加分も貴市にて負担頂けるものと理解してよろしいでしょうか。 また、運営費上昇リスクについても同様の解釈でよろしいでしょうか。	要求水準書の誤りは、計画変更のリスクに該当するものであり、その場合においては、本市のリスクと考えます。 本市に帰責事由がある場合においては、お見込みのとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
34	23	別紙3	—	—	発電収入	貴市のご指示により生じる売電収入の変動等、事業者の事由によらない売電収入の変動については、事業者負担ではないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	23	別表3	—	—	ごみ量変動/注4	「計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、本市、事業者の協議による。」との記載がありますが、「著しい変動」とはどの程度の変動範囲を示しているのかご教示願います。	現時点において、具体的な割合を想定するものではありませんが、事業者が提案した運営に支障をきたすような事象が生じた場合には、事業者の申出により、協議することを想定しています。
36	23	別紙3	—	—	売電収入の変動	市の収入となっている売電収入が変動した場合、事業者に負担を求めるとの条件かと推測しますが、事業者に売電収入の保障を求めるといえることでしょうか。	提案内容の担保は、必要であると考えますが、詳細は、入札公告時に入札説明書等にてお示しします。

2 実施方針に対する意見

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容
1	3	第1章	1	(6) オ (b)	事業者が行う業務範囲	「運営事業者は・・・余剰電力を第三者に販売するものとする」とありますが、余剰電力に係る収入は水戸市様の収入であるため、余剰電力の販売についても水戸様の業務としていただけないでしょうか。
2	5	第2章	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール	「入札説明書に関する質問の回答（第1回目）」と「参加表明書・参加資格審査申請書の書類の受付」がともに8月の上旬となっており、貴市のご回答内容によっては、参加資格審査申請に係る必要書類の追加等が発生する場合があります。つきましては資格審査に関する質問は可能な限り前倒しして公表頂けないでしょうか。
3	5	第2章	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール	7月上旬入札公告から10月下旬入札提案書類の受付までの提案検討期間が約3.5ヶ月となっておりますが、十分な検討を行うために、プラス1ヶ月程度、検討期間を頂けないでしょうか。
4	5	第2章	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール	入札説明書等に関する質問の回答（第1回）から参加表明書、参加資格審査申請書等の受付までの期間が短いため、参加資格審査申請書に関する質問等は事前回答していただけますようお願いいたします。
5	7	第2章	3	(1)	イ	「建設工事請負契約を締結する者（共同企業体を組成する場合は、当該共同企業体を組成する全ての者）は、構成員とならなければならない」とありますが、共同企業体を組成する場合は、少なくとも共同企業体の代表企業が構成員とならなければならないとして頂けないでしょうか。
6	7	第2章	3	(1)カ	入札参加者の備えるべき参加資格要件	但し書きに「主灰の資源化を行う者（主灰資源化事業者）については、この限りでない。」とございますが、主灰の運搬を行う者（主灰運搬事業者）も同様の扱いとしていただきたく、よろしく願いたします。
7	9	第2章	3	(2) ウ (a), (b)	新清掃工場の運営を行う者の要件	「1年間以上の運転管理実績」とございますが、契約期間が複数年以上の長期運営委託若しくはDBOを含むPFI事業受託実績と理解してよろしいでしょうか。また、元請の実績にはSPCの代表企業も含まれると理解してよろしいでしょうか。
8	9	第2章	3	(2) エ	新清掃工場の運営を行う者の要件	入札参加者の構成企業の中に主灰の運搬企業を含める必要があると思料しますが、主灰の運搬企業に対する参加条件などがありましたらご教示願います。
9	10	第2章	3	(4)	運営事業者の設立に関する要件	落札者の構成員は、特定事業契約の仮契約締結までに、運営事業者を設立すること。とありますが、SPC設立は試運転前までに設立することでお願いします。
10	10	第2章	4	(4)	著作権	入札提案書類を公表、展示、その他御市がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合には、事前に入札参加者に了解を得た上で実施していただきますようお願いいたします。
11	12	第3章	3	—	事業の実施状況のモニタリング	「モニタリングの結果、事業者の提供する施設の設計・建設及び運営に係るサービスが特定事業契約の定める水準に達していないと判断される場合は、本市は、業務委託料等の減額等を行うとともに・・・」とありますが、業務委託料の減額措置については、改善勧告後、一定の改善期間を事業者に与え、改善期間内でも改善されない場合に、はじめて減額措置が取られるようにしていただけないでしょうか。
12	21	別紙2	—	—	本件事業の事業スキームの概要【ストーカ方式（主灰の外部資源化）】	入札参加者の構成企業の中に主灰の運搬企業を含める必要があると思料しますが、主灰資源化事業者と同様にスキームに加えて頂きます様願いたします。
13	22	別紙3	—	—	法令等変更（税制変更を含む）	消費税の変更の場合は、水戸市様のご負担と理解しております。
14	22	別紙3	—	—	第三者賠償	「新清掃工場の調査・工事・運営による騒音・振動・地盤沈下等」の事業者の負担につきまして、事業者が本事業に適用される法令等を遵守しており、要求水準書及び提案書記載の公害基準値を遵守していた場合の騒音・振動・地盤沈下等による第三者賠償は、水戸市様にご負担いただきたくよろしく願いたします。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容
15	22	別紙3	—	—	第三者賠償	「事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害」の事業者の負担につきまして、事業者に帰責事由がある場合に限られるものと理解しております。
16	22	別紙3	—	—	住民対応	「事業者が行う調査・設計・工事・維持管理・運営に関わる住民反対運動、訴訟」の事業者の負担につきまして、事業者が本事業に適用される法令等を遵守しており、要求水準書及び提案書記載の公害基準値を遵守していた場合の住民反対運動、訴訟については、水戸市様にご負担いただきたくよろしくお願いたします。
17	22	別紙3	—	—	周辺環境の保全	「事業者の業務に起因する環境の破壊」の事業者の負担につきまして、事業者が本事業に適用される法令等を遵守しており、要求水準書及び提案書記載の公害基準値を遵守していた場合の環境の破壊については、水戸市様にご負担いただきたくよろしくお願いたします。
18	22	別紙3	—	—	物価変動	「物価変動に係る費用の増大」の事業者の一部負担につきまして、物価変動改定ルールに連動しない物価変動が生じた場合は、水戸市様・事業者間で協議出来、認めていただいた場合は、水戸市様のご負担をお願いいたします。
19	22	別紙3	—	—	不可抗力	「天災・暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の予見可能な範囲を超えるもの」の事業者の一部負担につきまして、本施設への損傷を含め、水戸市様に生じた損害については、水戸市様にご負担いただきたくよろしくお願いたします。
20	22	別紙3	—	—	建設費超過	「上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く。）の工事費の増大」の事業者の負担につきまして、事業者に帰責事由がある場合に限られるものと理解しております。
21	23	別紙3	—	—	運営費上昇	「上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く。）の要因による運営・維持管理費の増大（物価変動によるものは除く。）」の事業者の負担につきまして、事業者に帰責事由がある場合に限られるものと理解しております。
22	23	別紙3	—	—	施設損傷	運営一般 施設損傷において、搬入されたごみに起因するものについては、御市のリスクとしていただきますようお願いいたします。
23	23	別紙3	—	—	ごみ質変動/注5	注5に「ごみ質変動については、計画ごみ質の範囲内では、合理的な理由がない限り、ごみ質の変動による運営業務委託料等の見直しは行わない。」とありますが、要求水準書に示すごみ質の範囲内であっても、ごみ質の実績に応じて運営業務委託料のうちの変動料金を変額する仕組みを導入していただくことで、ごみ質に見合った適切な運営業務委託料をご提示できますので、ご検討願います。
24	23	別紙3	—	—	発電収入の変動	「事業者の事由による売電収入の変動」の事業者の負担につきまして、事業者が負担するのは、原因調査、補修ならびに改善と理解しております。
25	23	別紙3	—	—	残さ量の変動	「計画処理量及び計画ごみ質の範囲内の処理対象物を処理した場合において、残さの量が変動した場合における運搬費用の変動」の事業者の負担につきまして、事業者に帰責事由がある場合に限られるものと理解しております。また、事業者は計画ごみ質における基準ごみ（三成分）で主灰資源化業務委託料を見積り、事業計画を作成しますので、ごみ質が変動した場合はご精算させていただきますと、よろしくお願いたします。
26	23	別紙3	—	—	残さ量・質の変動	「計画処理量及び計画ごみ質の範囲内の処理対象物を処理した場合において、残さの性状又は量が変動した場合における資源化費用の変動」の事業者の負担につきまして、事業者に帰責事由がある場合に限られるものと理解しております。また、事業者は計画ごみ質における基準ごみ（三成分）で主灰資源化業務委託料を見積り、事業計画を作成しますので、ごみ質が変動した場合はご精算させていただきますと、よろしくお願いたします。
27	23	別紙3	—	—	施設の健全性	「事業期間満了時における要求水準の保持」の事業者の負担につきまして、通常想定される経年劣化、施設の軽微な汚損等は除かれるものと理解しております。